



令和7年12月

関係各位

財務省門司税関

少額輸入貨物等に対する水際取締りについて

平素から税関行政に対して、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

税関では、越境EC市場規模の拡大を背景とする利用増加を受け、少額輸入貨物等に対し、輸入申告に係る審査の更なる厳格化や検査を実施する対象貨物の増加等による水際取締りの強化を行うこととしております。

つきましては、物流事業者、通関業者の皆様におかれましては、税関による水際取締りの必要性をご理解いただくとともに、引き続き、税関行政へのご協力をお願いいたします。

(添付物)

- ・ 少額輸入貨物等に対する水際取締りについて 1部
- ・ リーフレット 1部

少額輸入貨物等に対する水際取締りについて

税関は、麻薬・覚醒剤等の不正薬物、爆発物等のテロ関連物資、知的財産侵害物品等の密輸や国民の安全や健康を害するような物品の輸入規制逃れを防止するため、全国の港や空港などの水際で 24 時間・365 日、取締りを行っています。

人や貨物の移動が増える毎年 12 月には、年末における密輸事犯を防止するとともに、税関の役割について広く国民の方々に知っていただくことや、各種業界団体の方々に不審情報の提供について協力を求めること等を目的として年末特別警戒を実施し、水際取締りの強化や税関業務の PR を行っています。

近年、税関が輸入貨物から発見した不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数は高い水準で推移しており、令和 6 年の不正薬物の押収量は初めて 2 年連続で 2 トンを超え、知的財産侵害物品の差止件数は過去最多を更新しました。

このような不正薬物や知的財産侵害物品のほか、国民の安全や健康を害するような物品の輸入規制逃れを防止することも重要な課題となっています。

また、近年の金価格の高騰等の影響を受けて、消費税の脱税を目的とした金密輸への対策は喫緊の課題となっています。

そのような中で、税関を取り巻く情勢として、越境 EC 市場規模の拡大を背景とする利用増加を受け、個人向けの通信販売貨物を中心として貨物の輸入件数が増加しています。特に、課税価格が 1 万円以下の貨物の輸入件数が急増し、輸入件数全体の約 9 割を占めている状況です。

多数の少額輸入貨物が輸入される中で、それらの中に不正薬物や知的財産侵害物品等が混入・隠匿されることによる国内への流入、すなわち密輸入を阻止する必要があります。

また、税関による少額輸入貨物に対する取締りにおいては、少額輸入貨物の輸入手続の際に品名や価格等を偽ることによる輸入規制逃れや関税・消費税の脱税といった不正行為が疑われる事例が認められており、引き続き厳格に対応していく必要があります。

税関は、取り巻く環境が大きく変化する中において、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という社会的要請に応え、国民の安全や健康を害するような物品の国内への流入の阻止や適正な課税を図るために、輸入申告に係る審査の更なる厳格化や検査を実施する対象貨物の増加等による水際取締りの強化を行いつつ、円滑な通関を確保するよう努めます。

安全・安心な社会の実現に向け、物流事業者、通関業者及び個人を含む輸入者におかれましては、税関による水際取締りの必要性を御理解いただくとともに、引き続き、税関行政への御協力をお願いします。



**STOP
密輸!**

安全・安心な社会を守るために

少額輸入貨物等に対する

水際取締強化にご理解・ご協力をお願いします!

- ◆ 近年、税関が輸入貨物から発見した**不正薬物**の押収量や**知的財産侵害物品**の差止件数が**高水準**で推移しています
- ◆ 消費税の脱税を目的とした**金密輸対策**も喫緊の課題となっています
- ◆ 越境ECの市場拡大を受け**少額輸入貨物***の輸入件数が急増し、輸入件数全体の約9割を占める状況にある中、これら貨物への**不正薬物・知的財産侵害物品等の混入・隠匿**や、輸入手続の際に品名や価格等を偽ることによる**輸入規制逃れ**や**関税・消費税の脱税**といった**不正行為**についても厳格に対応していく必要があります

※ 少額輸入貨物:個人向け通信販売貨物を中心とした課税価格の合計額が1万円以下の貨物

輸入申告に係る**審査の更なる厳格化**や**検査を実施する対象貨物の増加**等による**水際取締りの強化**を行いつつ、**円滑な通関を確保**するよう努めます

